

# 運 営 規 程

社会福祉法人 昌平覺

片寄診療所指定介護予防通所リハビリセンター

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人昌平覺が設置運営する片寄診療所（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護予防通所リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定介護予防通所リハビリテーションにおいては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業所において提供する指定介護予防通所リハビリテーションは、介護保険法並びに関係する厚生省令告示の趣旨、及び内容に沿ったものとする。

5 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確にとらえ、個別に指定介護予防通所リハビリテーション計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

6 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

7 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

8 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

9 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療センター片寄診療所 指定介護予防通所リハビリセンター
- (2) 所在地 福島県いわき市平上片寄字上ノ内193番地

(従業者の職種、数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 医師 1名以上 (常勤)

管理者は、施設の従業者の管理及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用の申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 理学療法士等 1名以上 (常勤)

理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

3 看護職員 1名以上 (常勤)

看護職員は、健康チェック等を行う事により、利用者の健康状態を的確に把握するとともに利用者が各種サービスを利用するために、必要な処置を行う。

4 介護職員 5名以上 (常勤)

介護職員は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日

月曜日から金曜日までとする。

国民の祝日及び、12月30日から1月4日までの年末年始、8月13日から8月15日までの盆休みを特別休暇とする。

2 営業時間 8時15分から17時00分までとする。

サービス提供時間

(1) 6時間 9時30分から15時40分

(2) 4時間 10時30分から14時40分

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は下記の通りとする。

1日の利用定員は50名とする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

1 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- (1) 排泄の介助
- (2) 移動の介助
- (3) その他必要な身体の介助
- (4) 養護（休養）

## 2 健康状態の確認

## 3 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- (1) 日常生活動作に関する訓練(機能回復、維持訓練)
- (2) 物理療法
- (3) レクリエーション
- (4) グループワーク
- (5) 行事的活動
- (6) 体操
- (7) 趣味活動

## 4 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

## 5 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- (1) 入浴形態

一般浴槽に入浴

一部介助により入浴

全介助により入浴

- (2) 介助の種類（必要に応じて行う）

衣類の着脱

身体の清拭、洗髪、洗身

その他必要な介助

## 6 食事サービス

- (1) 準備後始末の介助
- (2) 食事摂取の介助
- (3) その他必要な食事の介助

## 7 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する訓練の相談及び助言を行う。

- (1) 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- (2) 福祉用具の利用法の相談、助言
- (3) 住宅改修に関する相談、助言
- (4) 家族介護者教室の開催
- (5) その他の必要な相談、助言

8 事業所は、事業所の医師の診療に基づき、医師の診療内容及び運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した指定介護予防通所リハビリテーション計画書を作成するとともに、指定介護予防通所リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

(指定介護予防通所リハビリテーション計画の作成等)

第8条 リハビリテーションの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防通所リハビリテーション計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った計画を作成する。

2 指定介護予防通所リハビリテーション計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定介護予防通所リハビリテーションの利用料等)

第9条 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

2 食事代については、全額利用者の自己負担とし、その額は700円とする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う介護予防通所リハビリテーションの送迎を行った場合、1kmにつき40円を徴収する。

4 その他、指定介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては実費を徴収する。

5 前4項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその費用(個別の費用ごとに区別)について記載した領収書を交付する。

6 指定介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

8 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

#### （通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、平、内郷、四倉、久ノ浜、小川、好間、中央台、石森、郷ヶ丘の区域とする。

#### （サービスの提供記録の記載）

第11条 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その提供日及び内容、利用者にかわって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

#### （個人情報の保護）

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との文書を取り交わし漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

4 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### （苦情処理）

第13条 事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものと

する。

2 事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提供の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定介護予防通所リハビリセンターに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### （衛生管理）

第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

#### （緊急時等における対応方法）

第15条 事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

2 事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### （非常災害対策）

第16条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等について責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### （サービス利用にあたっての留意事項）

第17条 利用者は、指定介護予防通所リハビリテーション提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定介護予防通所リハビリテーション従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2 次ぎの場合には、利用できない場合がある。

- (1) 利用者が伝染病疾患を有する時。
- (2) 酒気をおびている時。
- (3) その他利用者が施設利用に適さないと認められる時

(感染症対策)

第18条 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

(地域との連携)

第20条 事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

(身体拘束)

第21条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに

緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、全ての指定介護予防通所リハビリテーション従業者（看護職員、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質の向上を図るため、適宜研修会の場を設ける。

2 事業所は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な行動又は優越的な関係を拝啓とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 職員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。

4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

5 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人昌平覺と事業所の管理者が定めるものとする。

## 付 則

この運営規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この運営規程は、平成12年 9月 1日より施行する。

この運営規程は、平成12年12月 1日より施行する。

この運営規程は、平成13年 4月 1日より施行する。

この運営規程は、平成14年 1月 7日より施行する。

この運営規程は、平成14年 4月 1日より施行する。

この運営規程は、平成14年 7月 1日より施行する。

この運営規程は、平成15年 4月 1日より施行する。

この運営規程は、平成15年 4月21日より施行する。

この運営規程は、平成15年10月21日より施行する。

この運営規程は、平成16年12月 1日より施行する。

この運営規程は、平成17年10月 1日より施行する。

この運営規程は、平成22年 2月 8日より施行する。

この運営規程は、平成25年 7月 1日より施行する。

この運営規程は、平成26年 3月25日より施行する。

この運営規程は、平成27年 3月27日より施行する。

この運営規程は、平成27年 8月24日より施行する。

この運営規程は、平成28年 5月25日より施行する。

この運営規程は、平成28年12月 7日より施行する。

この運営規程は、平成29年 3月29日より施行する。

この運営規程は、令和 元年10月 1日より施行する。

この運営規程は、令和 5年 1月30日より施行する。

この運営規程は、令和 5年 4月 1日より施行する。

この運営規程は、令和 6年 6月 5日より施行する。